



長野県報

10月27日(木)

令和4年

(2022年)

第351号

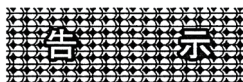
目次

告示

| | |
|--|---|
| 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(4件)(森林づくり推進課)..... | 1 |
| 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定の解除(2件)(砂防課)..... | 3 |
| 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)..... | 3 |
| 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(2件)(砂防課)..... | 4 |
| 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)..... | 4 |
| 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)..... | 4 |
| 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(2件)(砂防課)..... | 5 |
| 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)..... | 5 |

公告

| | |
|-----------------------------------|----|
| 建設業の許可の取消し(建設政策課)..... | 6 |
| 土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)..... | 10 |
| 開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課)..... | 10 |
| 特定調達契約に係る落札者の決定(7件)(情報管理課)..... | 11 |
| 随意契約の相手方の決定(4件)(生活排水課)..... | 14 |



長野県告示第549号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年10月27日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大町市(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第550号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年10月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
茅野市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
茅野市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第551号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年10月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡喬木村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、喬木村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
喬木村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、喬木村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び喬木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第552号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年10月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡大鹿村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第553号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の一部について指定を解除します。

令和4年10月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称
立ヶ花1及び高丘4
- 2 一部について指定を解除する区域
中野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第554号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害警戒区域の指定を解除します。

令和4年10月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
立ヶ花2、高丘5、高丘6、穴田大下、葺山1及び葺山2
- 2 指定の区域
中野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第555号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和4年10月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
赤岩3、七瀬5、七瀬6、草間11、立ヶ花3、葺山1、葺山2、穴田大下1及び穴田大下2
- 2 指定の区域
中野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第556号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和4年10月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称
立ヶ花1及び毛野川北
- 2 一部について指定を解除する区域
中野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第557号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和4年10月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
立ヶ花2、高丘4、高丘5、高丘6、穴田大下及び葦山1
- 2 指定の区域
中野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第558号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和4年10月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
七瀬5、七瀬6、草間11、立ヶ花3、葦山1及び穴田大下1
- 2 指定の区域
中野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第559号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和4年10月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
今井川北及び神戸西沢2
- 2 指定の区域
飯山市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第560号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和4年10月27日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

蕨野沢、出川及び北出川

2 指定の区域

飯山市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第561号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和4年10月27日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

三ノ沢

2 指定の区域

木島平村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第562号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和4年10月27日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

出川、北出川及び神戸西沢2

2 指定の区域

飯山市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課